第二十条の三第二号	次条に規定する種類の異常な現象（地震を除く。）	原子力災害（原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。以下同じ。）
第二十条の三第二号ただし書	次に	次のイに
第二十条の三第二号イ	当該異常な現象	原子力災害
第二十条の六	法	原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される法
第二十条の六第一号	立退き	立退き若しくは屋内への退避
第二十条の六第三号	災害	原子力災害

第八条第一項の表第二十一条第一号の項及び第二十八条第一項及び第三十一条第一項の項を削り、同表第二十一条の項の次に次のように加える。

第二十八条第一項	法第六十九条	原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される法第六十九条
第三十一条第一項	法第七十五条	原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十五条

第八条第二項の表第三十二条第一項、第二項及び第三項並びに第三十二条の二の項を削り、同表第二十九条第二項の項の次に次のように加える。

第三十二条第一項から第三項まで	法	原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される法
第三十二条の二	法第七十六条第一項	原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される法第七十六条第一項

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第十条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第九条第一項」を「第三条第一項」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十一条中「第二十三条の」を「第十七条の」に、「第二十三条第二項」を「第十七条第二項」に、「第二十四条から第二十七条まで」を「第七条から第十条まで」に改める。

第十二条第六号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十七条第三項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第四十七条第一項ただし書中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正）

第十一条　新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条及び第十六条中「第二十三条の」を「第十七条の」に、「第二十三条第三項」を「第十七条第三項」に改める。

（行政機関職員定員令の一部改正）

第十二条　行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表内閣府の項中「一三、六六五人」を「一三、六七〇人」に改める。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第十三条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中モをセとし、テからヒまでをアからモまでとし、同号エ中「フ及びコ」を「コ及びエ」に改め、同号エを同号テとし、同号中コをエとし、マからフまでをケからコまでとし、同号ヤ中「ク」を「ヤ」に改め、同号ヤを同号マとし、同号中クをヤとし、ツからオまでをネからクまでとし、ソの次に次のように加える。

ツ　被災者の応急救助及び避難住民等（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第七十五条第一項に規定するものをいう。）の救援に関すること。

附則第三条の二第一項中「ヤ」を「マ」に、「ク」を「ヤ」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第十四条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十九号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第十号から第十四号まで及び第十九号」を「前項第八号から第十二号まで及び第十七号」に改め、同項第二号中「前項第九号」を「前項第七号」に改める。

第二十六条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　厚生労働省の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に関すること。

第三十四条第十一号中「国民保護法」を「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「国民保護法」という。）」に改める。

第百一条中第七号から第九号までを削り、第十号を第七号とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。ただし、第一条（災害対策基本法施行令第三十五条第一号、第三号及び第五号並びに第四十三条第一項の改正規定を除く。）、第五条及び第九条の規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

（災害救助法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定の施行前に開始した災害救助法第二条に規定する救助に係る救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償に関して必要な事項に関する都道府県知事の定めについては、第二条の規定による改正後の災害救助法施行令（以下この条において「新災害救助法施行令」という。）第三条及び第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　第二条の規定の施行前に同条の規定による改正前の災害救助法施行令第九条第二項の規定によりされた同意又は第二条の規定の施行の際現に同項の規定によりされている協議の申出は、それぞれ新災害救助法施行令第三条第二項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

3　第二条の規定の施行前に支給すべき事由の生じた障害扶助金の支給については、新災害救助法施行令第十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。